

大阪市環境基本計画（改定計画）（案）にかかる
パブリック・コメントに寄せられた意見の要旨と本市の考え方

お寄せいただいたご意見の要旨については、項目ごとに整理し、それに対する本市の考え方をまとめました。なお、ご意見は趣旨を踏まえ要約しております。

該当頁		ご意見の要旨	本市の考え方
計画全体を通したご意見			
		計画全体に市民がどう関わるのか、関わるができるのかについての記述をもっと手厚くすることができないか。この計画は行政としての宣言であるとともに、市民にとっても市の環境政策がどのようなものであるのかを知る第一歩となるものなので、「環境に詳しくない市民」が読んだときに、自分との関わりが見えるようにできたほうが良いのではないか。	改定計画（案） 7 ページなどに記載しているとおり、今日の環境問題は一人ひとりのライフスタイルや事業者の経済活動と密接に関係していることから、環境問題を解決していくためには、すべてのステークホルダーの取組みが重要です。 そうしたことから、「第3章 基本的な施策の体系」の記載に当たりましては、関係するステークホルダーとその役割を具体的に示しています。 いただきましたご意見は大変重要なお指摘であり、環境問題の解決に向けた取り組みには、市民・事業者の皆様のご理解が不可欠です。個別施策の実施にあたりましては、市民・事業者等の皆さまへ分かりやすい周知を心がけてきているところであり、引き続き、分かりやすい普及啓発・情報発信に努めてまいります。
第1章 計画の改定にあたって			
第1節 改定計画の背景・意義			
	2・3	この間の大阪市政、とりわけ「成長戦略」にもとづく開発行政を振り返ると、環境先進都市とは言い難いのではないか。	本市では、持続可能な社会の実現に向け、環境面において世界をリードしていくことができる都市（環境先進都市）をめざしています。 地球規模の環境問題を解決するには、国、地方自治体、事業者、環境NPO/NGOなど、様々なレベルでの取組みが必要であり、本市では、地球環境に貢献していくため、国連機関等との連携などに取り組んでいます。 引き続き、すべての主体の参加と協働のもと様々な環境施策に取り組み、地球環境への貢献を果たしていくことによって、「SDGs達成に貢献する環境先進都市」をめざしてまいります。
	2・3	SDGs達成とは計画案で何を指しているのか不明である。	SDGsは、すべてのステークホルダーの参画・連携により、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、環境・経済・社会をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものです。 大阪市環境基本計画では、「すべての主体の参加と協働」のもと、環境施策の3本柱として「脱炭素社会の構築」「循環型社会の形成」「快適な都市環境の確保」に取り組み、「地球環境への貢献」を果たしていくことによって、「SDGs達成に貢献する環境先進都市」をめざします。
第2節 計画の位置付け			
	6	大阪市未来都市創生総合戦略は、大阪府市一体で「副首都」推進を図る成長戦略や大規模開発が目立ち、環境基本計画との整合を図ることは容易ではない。	本市では、市政全般に関わる戦略として「大阪市未来都市創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定しています。総合戦略では、SDGsの理念に沿って、あらゆるステークホルダーと連携・分担を行い環境・経済・社会に関わる様々な課題を統合的に解決していく視点をもって取り組んでいくこととしています。 SDGsの達成に貢献することをめざす大阪市環境基本計画の推進にあたっては、総合戦略と連携を図ることにより、市政全般にわたり環境面から横串を通す機能の強化を図ります。

該当頁		ご意見の要旨	本市の考え方
第3節 基本的な視点			
第2項 基本的な視点			
9		計画案では、「環境・経済・社会の統合的向上の視点」を挙げているが、この視点は計画案から具体的に読みとれない。	改定計画（案）68ページに記載しているとおり、大阪市環境基本計画では、相互に関連する環境・経済・社会の課題を統合的に解決していくことをめざし、施策・事業を相乗効果生まれるよう、総合的に推進していきます。 例えば、ペロブスカイト太陽電池など優れた新しい技術をもつ事業者との連携を強化し、これらの普及によりカーボンニュートラルの実現をめざすとともに、国内外へ発信し、関連産業の振興、大阪の成長につなげます。また、フードドライブの実施においては、事業者との連携を強化し、福祉団体等への寄附を通じて支援を必要とされる方へ届けるとともに、食品ロス削減にもつなげます。さらに、自然との共生の取組みを、地球温暖化の緩和、人の健康への効果等、自然が有する多様な機能に留意して進めます。
第2章 基本的な考え方			
第1節 取り巻く状況と課題			
第2項 大阪市の現状と課題			
20		将来的に、人口が減少するとは限らない。	大阪市環境基本計画は、市政全般に関する戦略・方針や分野別・課題別の計画等と整合させており、大阪市人口ビジョン（令和2年3月）とも整合を図っています。 同ビジョンにおいては、本市の人口の将来的な減少が見込まれています。
第2節 計画の方向性			
第2項 目標			
25		資料編の「温室効果ガスの削減目標」、「太陽光発電導入促進の削減可能量」などの目標設定の評価と意義、課題について計画本文に明記すべきではないか。計画案と資料の関係が分かりにくいので修正を求める。	温室効果ガスの削減に関しては、「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕」において2050年の「ゼロカーボン おおさか」に向けた目標や施策のほか、各施策の削減可能量を示しています。 大阪市環境基本計画は環境施策のマスタープランであり、分野別及び課題別の各計画に位置付けられた施策・事業を洗い出し、環境という切り口で再整理しています。改定計画（案）では、各個別計画等と整合を図りながら、本編において主な目標や施策を記載するとともに、資料編において個別計画等の内容を参考に掲載しております（欄外注釈参照）。
第3章 基本的な施策の体系			
第1節 脱炭素社会の構築			
第2項 徹底した省エネルギーの推進			
31・ 資-13		計画案中の大阪市エコ住宅認定制度（大阪市エコ住宅普及促進事業）は令和5年10月1日に終了し、現在は「大阪市住宅省エネ改修促進事業」が開始されている。記載内容と市政の状況に齟齬があるので、改定案の表現を事実 に即して改められたい。	ご意見を踏まえ、修正します。
第3項 移動の脱炭素化			
32		EVバスやEV用充電施設の設置拡大は必要ない。 FCVや水素ステーションの設置拡大は必要である。	脱炭素社会の構築に向けて、次世代自動車の普及促進は重要です。自動車の脱炭素化を推進するため、今後とも公用車（乗用車）に電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）・燃料電池自動車（FCV）を率先して導入するとともに、充電施設等のインフラの設置拡大や情報発信等に取り組むことなどにより、市民や事業者への電動車をはじめとする次世代自動車の普及促進に取り組んでまいります。

該当頁		ご意見の要旨	本市の考え方
	第 4 項 脱炭素型のまちづくり		
	34	夢洲は大阪市の廃棄物処分場として重要な埋立地であったが、万博のために埋め立てを強行したことにより、大阪湾への環境負荷とともに、大阪市街地にヒートアイランド現象などを引き起こすことになる。	夢洲のうち、市内で発生する廃棄物の最終処分場は、西側の 1 区画（夢洲 1 区）で、そのうち、万博会場として利用されるのは、すでに廃棄物埋立てが完了していた区域の一部です。
	35	「屋上緑化等により、遮熱・断熱性能を高めるなど環境に配慮した公共施設の整備に努める」とあるが、遮熱・断熱性能を高めるため屋上を白塗りしてはどうか。	本市では、「市設建築物設計指針（環境編）」や「新・大阪市緑の基本計画」に基づき、環境に配慮した建築物の整備や民間建築物の屋上・壁面緑化等を推進しています。
第 3 節 快適な都市環境の確保			
	45	「緑の良好な保全」について、この間の政策の検証を踏まえて再考してもらいたい。	緑の保全を含めたみどりのまちづくりについて、本市では「新・大阪市緑の基本計画」に基づき推進しています。大阪市環境基本計画においては引き続き同計画との整合を図ってまいります。
第 5 節 すべての主体の参加と協働			
	第 2 項 環境影響評価による環境配慮の推進		
	57・64	IRに関する環境影響評価に意見・公述してきた。IRアセス説明会に事業者は参加していなかったが、大阪市によると条例に明記されていないので問題ないとのこと。また、夢洲の地盤などは環境影響評価の対象外であった。双方向的な公聴会の実施、環境影響評価制度の充実をめざし、環境影響評価条例の見直しを求める。	大阪市環境影響評価条例に基づき、事業者は環境影響評価準備書の説明会を開催する必要があります。説明会の開催場所・日時、会場の収容人数及び説明者等の参加者など、説明会の運営方法については、事業者自ら考え決定いただくものであり、本市としましては、事業者自身の説明会の参加についてまで本市条例に明記する必要はないと考えております。 地盤沈下については、事業者は大阪市環境影響評価技術指針の環境影響評価項目選定の基本的考え方に基づき、建設工事に伴う地下水の揚水等による地下水位の低下が生じるような工事計画ではないこと、また、施設の利用時にも地下水を利用するような行為はないことから、環境影響評価項目として選定しておりません。本市としまして、事業者が地盤沈下を選定していない考え方に問題はないと考えています。また、液状化対策工事については、土地所有者である本市が、土地改良事業（地中障害物の撤去工事、土壌汚染対策工事及び液状化対策工事）の一環として行うものであったことから、IR事業に係る環境影響評価の対象とはしていません。 公聴会は、準備書について環境の保全及び創造の見地からの意見を聴くため開催するものであり、その公聴会の記録は本市環境影響評価専門委員会において審議するとともに、市長は委員会の答申及び公聴会の意見並びにそれに対する事業者見解等を十分勘案して、事業者に対して意見を述べることとしていますので、双方向的な公聴会を開催する必要はないと考えています。
第 4 章 施策展開の戦略			
第 5 章 計画の進行管理			
	第 1 節 計画の推進にあたって		
	71	計画の進捗状況や評価に市民がどのように関わるのか、どう巻き込むなどについて、検討・明示してほしい。	大阪市環境基本計画の推進にあたり、各施策の取り組み状況を毎年度点検するとともに、その結果を環境白書に掲載し、市民の皆さまに公表しています。（大阪市ホームページ掲載、区役所・図書館等での配付）。
資料編			
用語集			